

競 争 入 札 要 領

- 1 現場説明に係る仕様書、図面等は、総務部管財課において閲覧すること。ただし、写し等が必要な場合は、仕様書等を貸し出すので申し出ること。（仕様書等を借用した場合は、必ず**翌日まで返却**すること。）
- 2 入札の失格に関する事項
次の各号のいずれかに該当するときは、失格とし、入札又は再度の入札に参加できないので留意すること。
 - (1) 多賀城市契約規則（平成8年多賀城市規則第16号）第9条の2第1項及び第2項の各号のいずれかに該当するとき。
 - (2) 最初の入札に参加しなかったとき。
- 3 入札の無効に関する事項
次の入札は無効とし、再度の入札に参加できないので留意すること。
 - (1) 上記2の入札の失格に関する事項に該当し、失格となった者が行った入札
 - (2) 1の入札について同一の入札者が2以上の入札を行ったとき。
 - (3) 入札書の記載内容に重大な不備があり、入札者等の意思が明らかでない認められるとき。
 - (4) 入札者の記名押印がない入札を行ったとき。
 - (5) 入札参加に必要な資格のない者が行った入札又は入札条項に違反した入札
 - (6) 代理人による入札において当該入札に関する委任状の提出のない入札
 - (7) 入札書に金額を明記せず又は誤字、脱字、汚染、塗抹、訂正等により必要事項を確認できないもの（金額の訂正は認めない。）
 - (8) 入札者が協定して行った入札又は不正行為のあった入札
 - (9) 再度の入札に当たり、直前の入札の最低価格以上の入札
- 4 **入札の回数は3回**とする。
- 5 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（当該金額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、**消費税及び地方消費税を含まない金額（税抜き金額）**を入札書に記載すること。
- 6 落札者は、予定価格の制限内の価格で最低制限価格以上の価格で申込みをした者のうち、最低価格の者とする。もし、同一価格の者が2名以上あったときは、抽選により落札者を決定する。この場合、予備籤により抽選順を決定し、本籤により落札者を決定する。
- 7 落札者は、消費税法に規定する課税事業者であるか、免税事業者であるかを、契約書作成前に届け出ること。

- 8 落札者は、落札の日（総合評価方式の場合は落札決定の日）から7日以内に市長と別に定める様式で契約書を取り交わすこと。
なお、請負契約予定金額が1億5千万円以上の場合は、当該期日までに仮契約書を作成し取り交わすこと。ただし、市議会の議決が必要であることから、市議会において可決されるまでの間は、仮契約となるので留意すること。
- 9 落札者は、建設リサイクル法の対象工事の場合は、契約締結に先立ち、分別解体等に関する施工方法に関する説明書を提出すること。
- 10 入札に際し、落札者以外であっても入札に関する積算内訳書の提示を求めることがあるので、**積算内訳書は必ず持参すること。**
- 11 契約保証に関する事項については、別紙の「契約保証に関する説明書」を参照すること。
- 12 契約履行期間中に多賀城市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年多賀城市告示第116号。以下「排除要綱」という。）別表各号に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。
- 13 多賀城市から指名停止措置を受けている者及び排除要綱別表各号に該当する者にこの契約の全部又は一部を下請負させ、若しくは受託させてはならない。
また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、排除要綱別表各号に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。
- 14 契約の履行に当たり暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、同様の措置を行うよう指導すること。
なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が適切に行われた場合で、これにより、履行遅滞等が発生するおそれがあると認められるときは、必要に応じて、工程の調整、工期の延長等の措置を講じる。
- 16 上記以外の事項については多賀城市契約規則によること（多賀城市契約規則は、多賀城市のホームページ上（市政情報→発注・入札・会計→制限付き一般競争入札の発注工事→申請に係る関係書類等）から確認することができる。）。

市庁舎前駐車場の混雑が予想されるので、
入札当日は、車両による来庁はご遠慮願います。

契約保証に関する説明書

- 1 工事請負契約に係る契約保証について
 - (1) 落札者は、契約金額の10分の1以上の契約保証金を納付すること。ただし、契約保証金の納付に代えて、次の履行保証のいずれかの方法により落札者が選択して行うことができる。
 - ① 契約保証金に代わる国債等の有価証券の提供
 - ② 金融機関の保証（支払承諾）
 - ③ 保証事業会社の保証（契約保証）
 - ④ 履行保証保険契約の締結～定額てん補型に限る
 - ⑤ 履行保証契約の保証証券（履行ボンド）

＊ 現金による契約保証金の納付又は国債等の有価証券による担保の提供については、当分の間行いません。
 - (2) 次の場合は、契約保証金又は履行保証を免除する。
 - ① 契約金額が130万円未満又は、契約金額が130万円以上500万円未満で前払金を請求しないとき
 - ② 落札者が特定建設工事共同企業体であるとき
- 2 設計等業務委託契約に係る契約保証について
 - (1) 落札者は、業務完成保証人を立て、又は業務完成保証人に代えて契約金額の10分の1以上の契約保証金を納付すること。ただし、契約保証金の納付に代えて、上記1の(1)に準じて、いずれかの方法により落札者が選択して行うことができる。
 - (2) 契約金額が500万円未満の場合は、履行保証措置（契約保証金又は業務完成保証人）を免除する。
- 3 変更契約時の契約保証の取扱いについて
 - (1) 契約金額の増額変更により契約保証金の額が100分の5を下回る場合は、契約保証金の額を契約金額の10分の1以上に増額変更することとする。
 - (2) 契約金額が500万円未満で契約保証金を免除した契約について、増額変更により契約保証が必要となる場合は、軽微な設計変更で工期末に行われるものを除き、上記1又は2により契約保証を求めることとする。
 - (3) 設計変更等による契約金額の減額があった場合は、請負者からの申出により契約保証の金額を減額することができる。
- 4 工事請負契約の前払金保証について
 - (1) 履行保証のうち保証事業会社が行う契約保証については、前払金保証と併せて行うこととなるが、発行は同時発行又は時差発行のいずれかを選択のこと。
 - (2) 前金払のある工事で、請負者の都合により前払金を請求しない場合は、**保証事業会社以外の履行保証となる**のであらかじめ留意のこと。
- 5 工事請負契約の中間前払金について
 - (1) 中間前払金は、次に掲げる要件の全部を満たすことにより、請求することができる。
 - ① 工期の2分の1を経過していること。
 - ② 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が行われていること。
 - ③ 工事の進捗出来高が請負代金の2分の1以上に達していること。